省令

○外務省令第二号
国土交通省令第二号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令（平成二十二年外務省・財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十六号ロ中「直径の最小値が五ミリメートル以上のもののうち、」を「内容物と接触する全ての部分が」に改め、同条に次の一号を加える。

六十　ふっ素系潤滑剤

第三条第二項第九号中「五立方メートルを超えるもの」を「一立方メートルを超えるもの若しくはその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズル」に改める。

第五条第九号中「日本工業規格Ｂ一五一四号（転がり軸受の精度）」を「日本工業規格Ｂ一五一四―一号（転がり軸受―軸受の公差―第一部：ラジアル軸受）」に改め、同条第十号ホ中「球形」の下に「又は回転楕円体」を加え、同号ヘ及びト中「合金」の下に「の粉末状のもの」を、「であって、」の下に「篩（ふるい）、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した」を加え、「粉末状」を「ものの含有量が全体積若しくは全重量の九〇パーセント以上」に改め、同号チ中「塩素酸塩又は」を「塩素酸塩若しくは」に、「金属又は」を「金属若しくは」に、「その混合物」を「過塩素酸ナトリウム」に改める。

第五条第二十一号中チを削り、トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　融点が三、〇〇〇度以上のセラミックの複合材料であって、次のいずれかに該当するもの

（一）円筒であって、直径が一二〇ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のもの

（二）管であって、内径が六五ミリメートル以上で、厚さが二五ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のもの

（三）塊であって、各辺の長さがそれぞれ一二〇ミリメートル以上、一二〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの

第五条第二十一号に次のように加える。

リ　特殊鋼であって、抑制赤煙硝酸又は硝酸に耐食性を有するもの

第五条第二十八号に次のように加える。

ホ　ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケットに使用するように設計したアンビリカル電気コネクタ又は段間電気コネクタ（ペイロードとロケットの間の電気コネクタを含む。）

第五条第三十六号中「、風洞」を「、空気力学試験装置」に改め、「若しくはこれを用いた装置」の下に「又は風洞の部分品」を加え、同号ロ中「風洞」を「空気力学試験装置」に改め、「限る。」の下に「マッハ数が三以下で、かつ、測定部断面の長さが二五〇ミリメートル以下の風洞を除く。」を加え、同号に次のように加える。

ヘ　風洞に使用することができる天秤、熱流計測装置又は気流制御装置

第五条に次の一号を加える。

四十　パイロ弁

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百十五号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三の次に次の一条を加える。

（法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の四　法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものとする。

第六条の三中「、共同生活介護」を削り、「及び就労継続支援」を「、就労継続支援及び共同生活援助」に改める。

第六条の四を次のように改める。

第六条の四　削除

第六条の五（見出しを含む。）中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に改める。

第六条の十一（見出しを含む。）中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第六条の十一の二　法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定めるものは、障害者支援施設、のぞみの園（法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）若しくは第一条若しくは第二条の三に規定する施設に入所している障害者、精神科病院（法第五条第十八項に規定する精神科病院をいう。）に入院している精神障害者、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設若しくは同条第三項に規定する更生施設に入所している障害